

議案第159号

裁判上の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、東京高等裁判所令和〇年（〇）第〇〇〇号所有権確認請求控訴事件に関し、下記のとおり裁判上の和解をすることについて議決を求める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 和解の内容

- (1) 控訴人と被控訴人間で物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）が控訴人の所有であることを確認する。
- (2) 控訴人は被控訴人に対し、本日、本和解に基づき、本件土地を譲渡することを約した。
- (3) 被控訴人は控訴人に対し、本日、本和解に基づく(2)の譲渡の対価を含む和解金として金350万円の支払い義務があることを認める。
- (4) 控訴人は、被控訴人が作成し所持している地図などの資料を利用し、本件土地の分筆及び控訴人名義の表示登記手続をした上、その所有権移転登記手続の日までに、所有権保存登記手続をする。なお、前記登記手続費用は控訴人の負担とする。
- (5) 被控訴人は控訴人に対し、控訴人が指定する日までに、(3)に定める和解金350万円を控訴人の指定する方法により支払う。
- (6) 控訴人は、(5)の支払いを受けたときは、被控訴人に対し、その支払いを受けた日から2週間以内に本件土地を現状有姿のまま引渡し、本裁判上の和解を登記原因とする所有権移転登記手続をする。なお、同登記手続費用は、被控訴人の負担とする。
- (7) 控訴人は被控訴人に対し、本件譲渡について契約不適合責任を負担しない。
- (8) 被控訴人はその余の請求を放棄する。
- (9) 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(10) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて、各自の負担とする。

2 当事者 控訴人 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

被控訴人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○

3 事件の概要 さいたま市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の間の土地について、

被控訴人株式会社○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が長期取得時効により所有

権を取得していることが確認された第1審の判決に不服があるとして、

控訴人さいたま市が原判決の取消しを求めて控訴したもの

物 件 目 録

1 土地の所在

さいたま市○○○○○○○○の下記(1)と(2)の土地の間に所在する別紙図面の譲渡対象地

2 土地の地積

地 積 15.7 m²

記

(1) 所 在 ○○○○○○○○○○○○○○○○
地 番 ○○○
地 目 宅地
地 積 173.71 m²

(2) 所 在 ○○○○○○○○○○○○○○○○
地 番 ○○○
地 目 宅地
地 積 214.87 m²

※ 土地の所在については、本裁判上の和解時に本件土地の分筆登記手続が完了している場合には、その表示登記記載の所在・地番・地目・地積を表示することとする。

省略